

ニホンジカの  
保護及び管理に関するレポート  
(平成26年度版)

2015年3月

環 境 省



## はじめに

環境省では、2012（平成 24）年度にニホンジカの生息状況や被害の現状の確認と対策の評価を行い、保護及び管理に関する基本的な考え方や課題等について整理を行うこと等を目的として「ニホンジカ保護及び管理に関する検討会」を設置しました。

今後、定期的に保護及び管理に関する最新情報を「ニホンジカの保護及び管理に関するレポート」として取りまとめ、2010（平成 22）年に作成された「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編）」について随時補足を行っていく予定です。

なお、上記ガイドラインは以下の環境省のホームページでご覧になれます。

<http://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2e/index.html>

## 本レポートの目次

● 2014（平成 26）年度のニホンジカをめぐる動き	2p
● 今年度のレポートのテーマ	3p
● ニホンジカの捕獲状況の自己認識の必要性	3p
● 総捕獲数、許可捕獲数の多い県の取り組み	6p
● 捕獲数が急増した県の取り組み	10p
● 各事例に見られる捕獲数の増加に伴うその他の課題の解決に向けて	11p

## 2014（平成26）年度のニホンジカをめぐる動き

2014（平成26）年

- 5月 : 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第46号。）が5月30日に公布されました。2015（平成27）年5月29日に施行されます。ニホンジカが指定管理鳥獣に指定されることにより、指定管理鳥獣捕獲等事業が実施可能になります。
  
- 8月 : 「ニホンジカ保護及び管理に関する検討会」において、「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編）」の改訂に向けた検討が開始されました。
  
- 12月 : 2014（平成26）年6月19日に環境大臣が基本指針の見直しについて諮問し、中央環境審議会自然環境部会鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会において検討が行われ、パブリックコメントの結果も踏まえて取りまとめ、10月27日に答申されました。これを踏まえ、12月16日に「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」が告示されました。

## 今年度のレポートのテーマ

### 捕獲数増加時の課題と対応

本年度のレポートでは、捕獲数を増やした事例を取り上げ、捕獲数が増えた場合に生じる行政側の課題と対応についての考え方を紹介します。

二ホンヅカ保護管理の取り組みは、この十数年間に多くの成果を上げてきました。しかし、依然としてシカ個体群の増加を押さえ込み、密度と個体数を減少させて農林業被害と生態系影響を大幅に低減させるには至っていません。

全国的な捕獲数は、1991（平成 3）年の約 5 万頭から特定鳥獣保護管理計画制度が開始した 2000（平成 12）年には約 14 万頭に増加し、2010（平成 22）年にはさらに 36 万頭となり、急速に増加しています。

一方で、2013（平成 25）年 8 月に環境省が行った生息数の将来予測シミュレーションによると、現在の捕獲率（推定される自然増加率を下回る捕獲数）で捕獲を継続しても生息数は増加し、2025（平成 37）年には 2011（平成 23）年度の約 2 倍の生息数になると報告されています。現状の対策のままでは、より深刻な影響を受けることが懸念されるため、大幅に捕獲数を増やす事が求められています。

今後、指定管理鳥獣捕獲等事業等の活用により捕獲数を増やした場合、捕獲従事者の出勤や捕獲個体の処理作業等の増加に伴い、行政事務等に関する様々な課題が生じる事が予想されることから、どのような課題が生じるか想定すること、またそのための対処方法について予め準備を行うことが、円滑な管理の進行に役立つと考えられます。

## 二ホンヅカの捕獲状況の自己認識の必要性

### 都道府県における二ホンヅカの捕獲状況の把握の必要性

捕獲の推進のために、捕獲作業記録等の報告情報や二ホンヅカの生息状況を分析することが、効率的な捕獲の実施につながります。

捕獲に伴う個体の処理作業や報告情報の取りまとめの事務量は捕獲数に比例して増加するため、今後、捕獲数を拡大するにあたり、捕獲数の増加に応じてどのような作業上の課題が生じるか、把握して対応しておくことが必要です。

二ホンヅカの生息状況に応じて必要とされる捕獲規模は異なりますが、ここでは簡便に、ご担当の地域でどの程度の捕獲が行われているかを判断する材料として、捕獲

数を分布面積で除した値を確認することにより、都道府県ごとの捕獲の状況を評価してみました。

### 俯瞰的に捕獲負担を把握する ～単位面積あたりの総捕獲数の確認～

ここでは、環境省が取りまとめている鳥獣関係統計の最新の情報である2012（平成24）年度の総捕獲数を2011（平成23）年度までの捕獲位置情報および自然環境保全基礎調査（第2回・第6回）を合わせた分布メッシュ面積で除した値を算出し、特に値の高い自治体（上位10自治体）について示しました。

単位面積あたりの捕獲数＝捕獲数／分布面積

県全体の総捕獲数のほか、単位面積あたりの総捕獲数を確認することにより、全県の・地域的に捕獲に関してどの程度の負担がかかっているかの参考情報が得られます。

最も高い値を示したのは生息数の減少傾向が確認されている大分県（4.7頭/km<sup>2</sup>）でした。上位10位内でも2倍近い値の開きがありました。

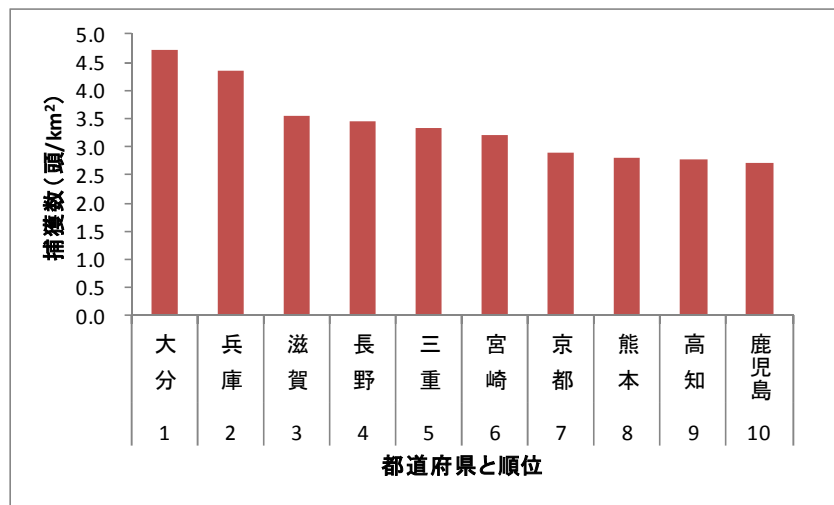


図1 1km<sup>2</sup>あたりの総捕獲数

### ～単位面積あたりの狩猟捕獲数の確認～

狩猟は都道府県が登録手続きを行い、捕獲報告を取りまとめることとなっています。

単位面積あたりの狩猟による捕獲数の多さを確認することにより、都道府県の狩猟事務において、捕獲に関する負担がどの程度かかっているかの参考情報が得られます。

最も高い値を示したのは、兵庫県（2.7頭/km<sup>2</sup>）でした。兵庫県では近年、OCR技術を用いた出猟カレンダー情報の情報集約システムの導入により既に捕獲報告の取

りまとめ事務の効率化を図っています。上位 10 位内でも 3 倍近い値の開きがありました。

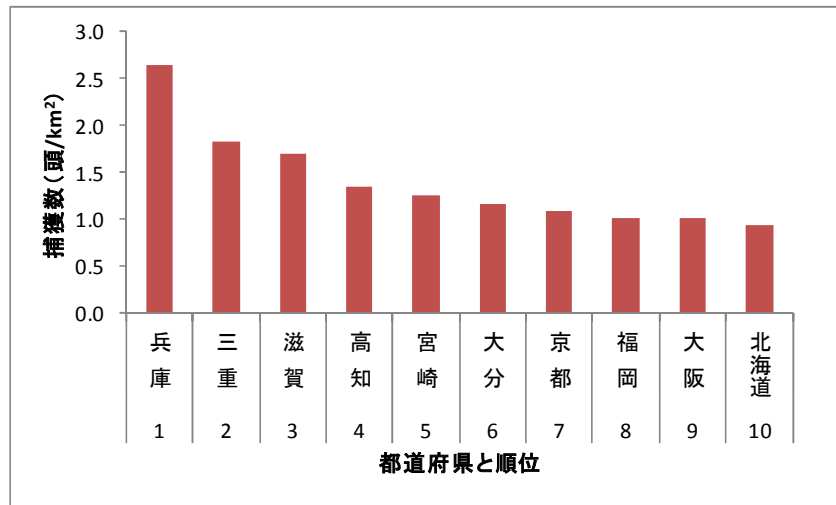


図2 1km<sup>2</sup>あたりの狩猟による捕獲数

～単位面積あたりの許可捕獲数の確認～

近年、許可捕獲（有害鳥獣捕獲、特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整）の許可権限は、多くの場合、市町村に委譲されています。単位面積あたりの許可捕獲数の多さを確認することで、市町村等の許可捕獲事務において、捕獲に関する負担がどの程度かかっているかの参考情報が得られます。

最も高い値を示したのは大分県（3.6 頭/km<sup>2</sup>）でした。上位 10 位内でも 2 倍近い値の開きがありました。

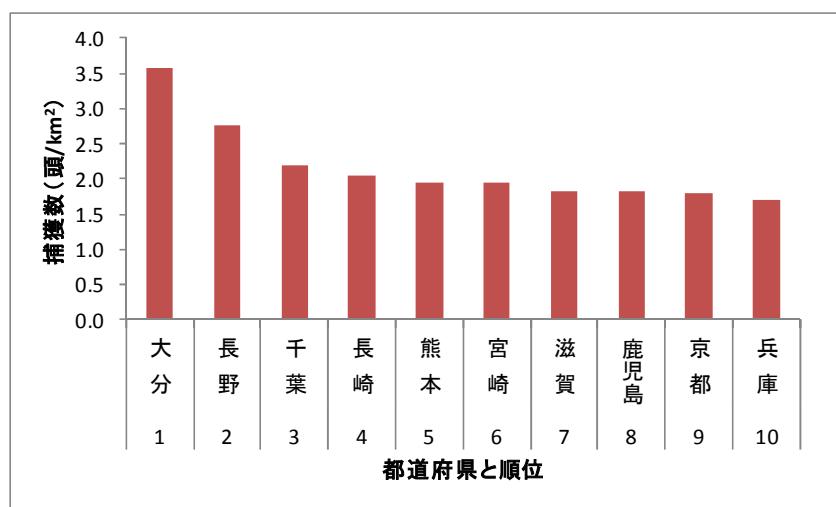
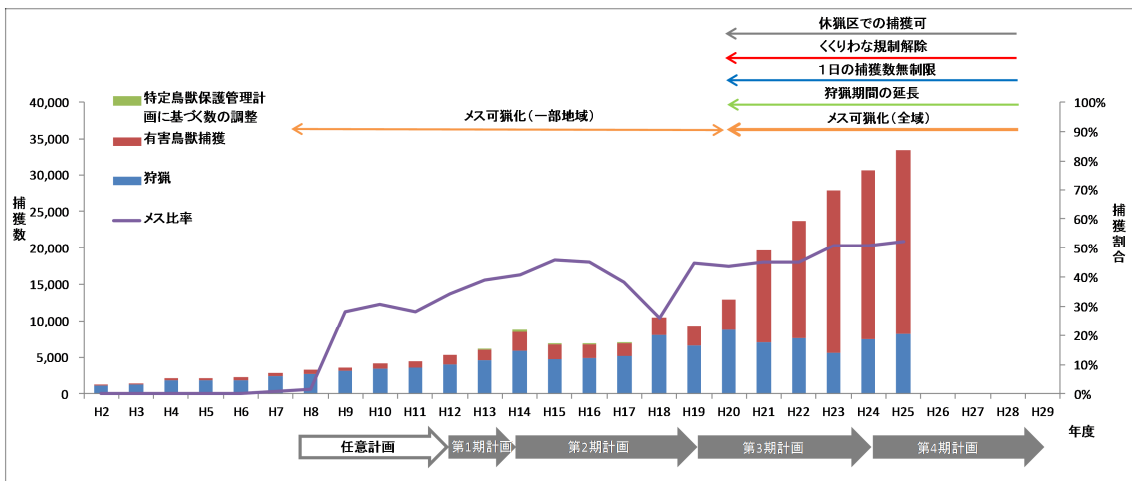


図3 1km<sup>2</sup>あたりの許可による捕獲数

## 総捕獲数、許可捕獲数の多い県の取り組み

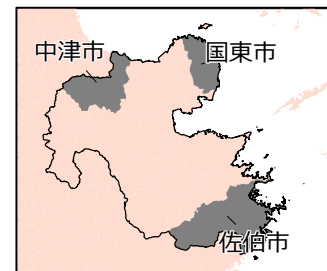
図1、図3から分かるように、大分県は、単位面積当たりの総捕獲数、許可捕獲数がともに全国で最も高い値を示しました。大分県では、許可捕獲（有害鳥獣捕獲）の権限を市町村に委譲しており、狩猟期間中も許可捕獲を可能とし、許可期間も最大7ヶ月（予察捕獲の場合）とするほか、県、市町村で捕獲数を拡大するための様々な工夫をしています。



大分県における捕獲数の推移

## 総捕獲数、許可捕獲数の多い大分県の市町村の事例

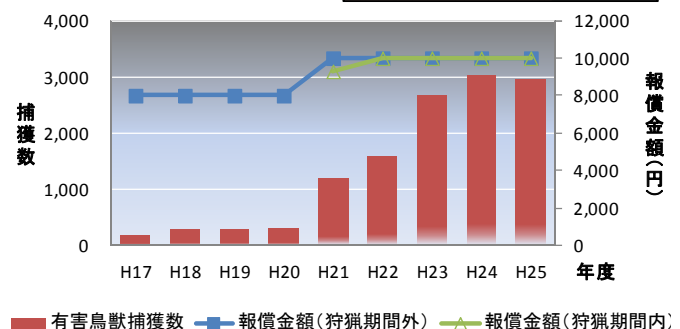
ここでは、大分県内の市町村の中でも捕獲数が多い、中津市、佐伯市、国東市の事例を紹介します。



### 情報提供自治体：中津市（林政課林政係）

#### 背景情報

近年の捕獲数の動向(有害)	2009（平成21）年度より急激な増加
単位面積あたり捕獲数(2013(平成25)年度有害)	7.7頭/km <sup>2</sup> 捕獲頭数/林野面積
主な猟法	くくりわな(9割程度)



中津市の有害鳥獣捕獲数



## 捕獲数を増やす工夫

### ☞ 捕獲報償金

1 頭につき 1 万円の捕獲報償金を支払っています（猟期内外の有害鳥獣捕獲について：国・県・市費の合算金額）。2009（平成 21）年度から猟期内の有害鳥獣捕獲にも報償金を出すようになり、捕獲数に著しい変化が見られました。予定捕獲頭数を超えた場合、市の補正予算で捕獲報償金の支払いをしています。

### ☞ 合意に基づく捕獲許可地域の一円化

銃による有害鳥獣捕獲に関して、市街地に在住の捕獲従事者が山間地での捕獲が可能となるよう、山間地在住の捕獲従事者の同意を得ました。（但し、わなについては未同意。）

## 捕獲数が増えた際の課題や対応

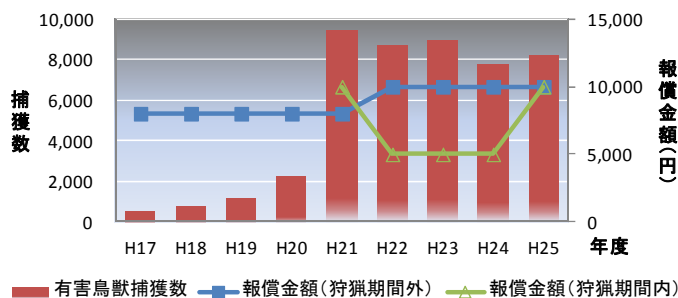
### ☞ 事務量の増加

有害鳥獣捕獲個体 1 頭につき、個体の写真（頭の向き統一、捕獲従事者本人と個体情報を同一画角内に撮影）、捕獲個体の尾、捕獲作業報告書を捕獲従事者から許可者へ提出することとなっています。市は、報告情報に不備がないか確認するとともに、報告情報を県と国に提出するための電子化する事務作業が捕獲数の変化とともに増加しました。捕獲従事者の班長には紙情報に間違いがないよう指導を徹底してもらうとともに、支所、市がチェックするなど、複数の確認段階を設けています。チェックの一環として、捕獲従事者ごとの捕獲数を集計しています（但し、捕獲推進を目的とした分析、活用には至っていません）。報告の取りまとめに関する事務作業は支所と分業して対応しています。

## 情報提供自治体：佐伯市（農林水産部農林課林務係）

### 背景情報

近年の捕獲数の動向(有害)	2009（平成 21）年度に急増、高止まり
単位面積あたり捕獲数 (2013（平成 25）年度有害)	10.4 頭/km <sup>2</sup> 捕獲頭数/林野面積
主な猟法	くくりわな (9 割以上)



佐伯市の有害鳥獣捕獲数

## 捕獲数を増やす工夫

### ☞ 捕獲報償金

1 頭につき 1 万円の捕獲報償金を支払っています（猟期内外の有害鳥獣捕獲について：国・県・市費の合算金額）。予算の確保により、捕獲した全ての個体を支払い対象にしました。

### ☞ くくりわな

有害鳥獣捕獲について、くくりわなの使用できる基数上限を猟期外は 30 基から 60 基に拡大しました（猟期内は 30 基）。

### ☞ 合意に基づく許可地域の一円化

捕獲従事者の著しい高齢化により捕獲が進まない地域が存在したため、有害鳥獣捕獲に関して、市の捕獲事業であることを強調し、市内の猟友会支部（18 支部）と合意形成を図り、許可の範囲を市内全域としました。この結果、捕獲従事者の高齢化が進んだ地域での捕獲数が増加しました。

## 捕獲数が増えた際の課題や対応

### ☞ 捕獲個体の処置

捕獲個体を山中に埋設する際、夏期には臭気に関する住民からの苦情が出る事も希にありました。捕獲許可の際に市や猟友会支部長・捕獲班長から捕獲従事者に、適切な処置に関する十分な指導を行っています。

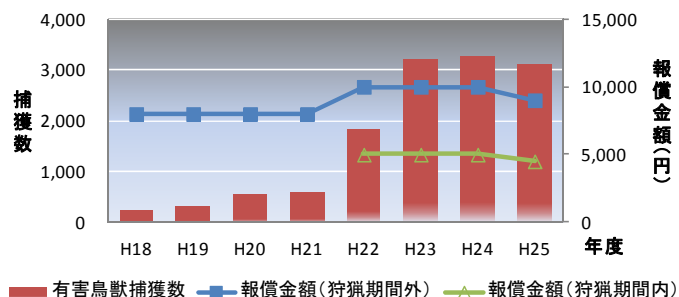
### ☞ 事務量の増加

有害鳥獣捕獲個体 1 頭につき、個体の写真（頭の向き統一、捕獲従事者本人と個体情報を同一画角内に撮影）、捕獲個体の尻尾、捕獲作業報告書を捕獲従事者から許可者へ提出することとなっています。市は、報告内容に不備がないか確認するとともに、報告情報を県、国に提出するため、電子化作業を行う必要があります。出先事務所との分業や他課の協力、窓口時間外の作業等により対処していますが、負担となっています。不正が発生しないよう、佐伯市独自の工夫として、2 ヶ月に 1 回の周期で許可を更新し、許可番号末尾の記号を変更しています。

## 情報提供自治体：国東市（林業水産課林業係）

### 背景情報

近年の捕獲数の動向(有害)	2010（平成22）年度より急増
単位面積あたり捕獲数 (2013（平成25）年度有害)	15.8 頭/km <sup>2</sup> 捕獲頭数/林野面積
主な猟法	くくりわな（7～8割）



国東市の有害鳥獣捕獲数

### 捕獲数を増やす工夫

#### ☞ 捕獲報償金

1 頭につき 1 万円の捕獲報償金を支払っています（猟期内外の有害鳥獣捕獲に対し、国・県・市費の合算による）。報償単価の引き上げ等により捕獲数が増加しています。当該年度の 4～12 月の捕獲実績+1～3 月捕獲見込み分を加味・集計の上、目標頭数を設定し、翌年度の当初予算要求へ反映しています。

#### ☞ 猟具の費用等補助

狩猟免許取得のための講習費用・免許試験費用の半額補助（条件あり）、銃所持免許の更新費用の一部補助、箱わなの貸与、くくりわなの支給をしています。

### 捕獲数が増えた際の課題や対応

#### ☞ 捕獲に関する情報処理の工夫

有害鳥獣捕獲個体 1 頭につき、個体の写真（個体の向き統一、捕獲従事者本人と個体情報を同一画角内に撮影、個体番号等スプレー表記）、捕獲作業報告書を捕獲従事者から許可者へ提出することとなっています。市は、報告内容に不備がないか確認するとともに、報告情報を県、国に提出するため、一度の入力で定型の様式に変換できるよう表計算ソフトウェアを加工し、限られた職員で情報処理作業が完結するようにしています。

### 大分県の許可捕獲数が多い 3 市にみられる特徴

#### ～捕獲数を増やす工夫～

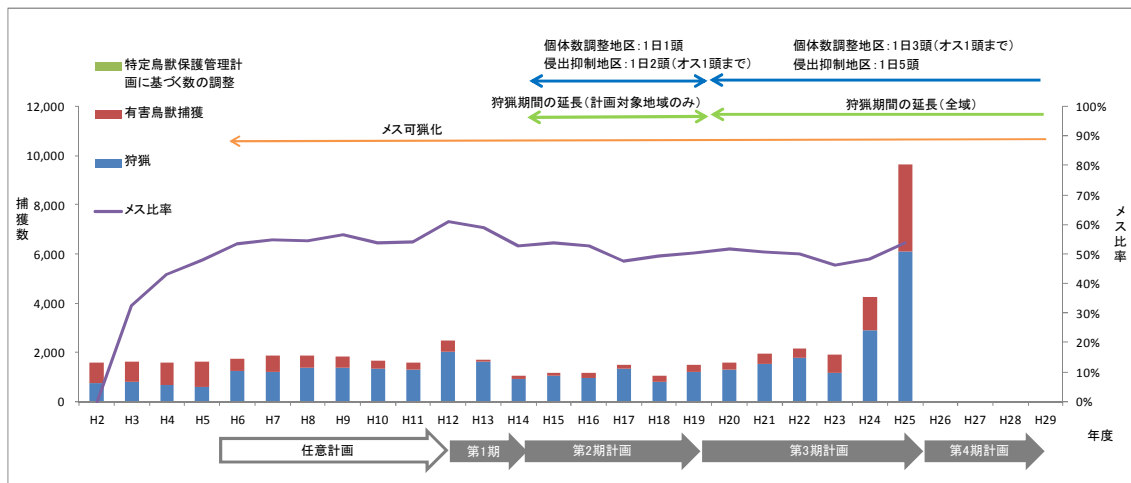
- 狩猟期間中の許可捕獲への報償金制度
- 捕獲許可地域の一円化

#### ～捕獲数が増えた際の課題や対応～

- 増加する捕獲報告等のとりまとめ事務の分業、効率化
- 捕獲個体の適切な処置に関する監視

## 捕獲数が急増した県の取り組み

図 1～3 にはありませんが、近年急激に捕獲数を伸ばしている岩手県では、2011（平成 23）年度から 2012（平成 24）年度、及び 2012（平成 24）年度から 2013（平成 25）年度にかけて、それぞれ捕獲数が倍増しました。市町村による有害鳥獣捕獲、猟友会による自主的捕獲に加え、県による捕獲事業で捕獲数が増えています。



岩手県における捕獲数の推移

## 捕獲数が急増した岩手県の事例

情報提供自治体名：岩手県（環境生活部自然保護課）

### 捕獲数を増やす工夫

#### 狩猟期間における捕獲の事業委託

2011（平成 23）年の東日本大震災（福島第一原子力発電所事故）に伴う捕獲されたシカ肉の出荷制限により、狩猟によるニホンジカの捕獲数が減少することが見込まれました。こうした特殊事情を踏まえ、狩猟で捕獲される頭数を見越した捕獲数を確保する施策として、2012（平成 24）年度は 2,040 頭、2013（平成 25）年度は 2,700 頭の狩猟期間におけるニホンジカの捕獲を岩手県猟友会へ事業委託しました。

#### 捕獲の担い手の育成

県が実施している狩猟免許試験の予備講習会の受講料を無料としています。

また、狩猟免許取得後、継続して捕獲をしてもらうために、講習会や意見交換会を通じて新規免許取得者と熟練狩猟者との交流の促進を図っています。

## ㊦ くくりわなの導入

農業被害の増加に伴い、特に農地での捕獲について、これまでニホンジカについてはあまり用いられてこなかった猟法であるくくりわなが導入され、捕獲数を伸ばしています。

## 捕獲数が増えた際の課題や対応

### ㊦ 事務量の増加

県の捕獲委託事業については、1頭の捕獲につき、捕獲に関する記録票、下顎を県に提出することとしています。記録票の情報を県庁で一括して電子化するため、担当する職員を雇用することで対応を図っています。

### ㊦ 委託内容の妥当性の確保

捕獲が継続されることにより、ニホンジカの警戒心が高まったり、生息数が減少すること等で捕獲が徐々に難しくなることが想定されます。事業を依頼する際、頭数単価についてある程度妥当なものにするため、前年度の捕獲実績等から得られる情報から1日1人あたりの捕獲頭数（捕獲効率）を算出し、翌年度の予算要求の根拠情報の一つとしています。

## 各事例に見られる捕獲数の増加に伴うその他の課題の解決に向けて

捕獲数の増加に伴う作業等の課題の発生と程度は、捕獲数がどれだけ急激に増加するかに影響されます。

近年、捕獲の強化に伴って生息数の減少傾向が確認されている自治体や、過去に減少傾向が確認された自治体の多くは、それ以前に短期間（1～2年内）で捕獲数が約2倍以上に増加するを経験しています。今後、生息数の減少に向け捕獲数の拡大に取り組む場合、捕獲数が急増することを念頭に置いた準備が必要です。

## 捕獲従事者の作業負担

### ～捕獲個体の埋設作業の増加～

鳥獣保護法では、捕獲した個体の放置は原則禁止されています。そのため、捕獲物を持ち帰るか、地形的要因等によりそれが困難な場合には、風雨等により容易に捕獲物が露出しない程度まで埋設すること等により適切に処置することとされています。これらの作業は、いずれも捕獲従事者にとっては負担となる作業です。

捕獲数の多い自治体では捕獲数の5～9割が埋設処理されていました。埋設物が他の動物に掘り返されたり、探索したにもかかわらず死体が見つからないなど、意図せず放置状態になって住民からの苦情の対象になることも発生しています。苦情の報告

から対処までを迅速にすることで、捕獲行為に対する住民の理解が保てる場合があることから、適切な処置の徹底が必要です。

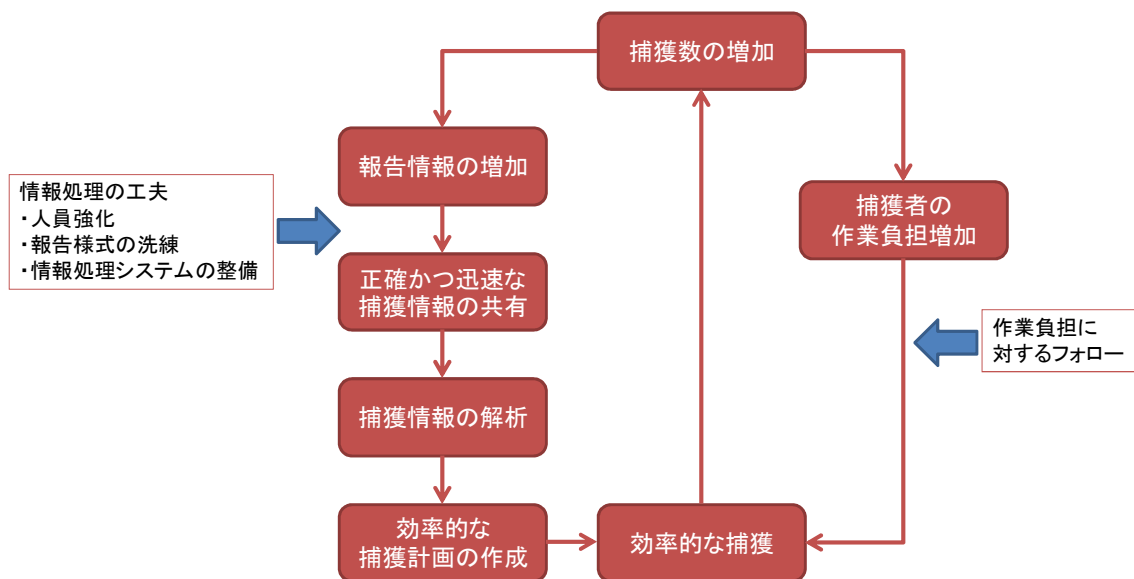
### 捕獲の効率化に向けた情報分析・広域的な調整

捕獲数が周囲の自治体と比べて多く、捕獲効率下がること無く捕獲実績が年々増加していると、「周囲の自治体が捕獲をしてくれないから個体が流入してくる」、「いつまで大規模な捕獲を行わなければならないのだろう」、といった不安が増加します。

捕獲規模と生息数の増減の関係については、生息状況のモニタリングと、捕獲実績をふまえた評価により、把握することが可能です。

周囲の自治体との取り組みの温度差については、周囲の自治体との密な情報交換、調整により解決していく必要があります。

上記のような場合は広域的な連携が必要であることから、当該市町村自ら隣接する市町村と調整を行うほか、当該都道府県が市町村間の調整を行うことや、都府県境については周辺都府県も含めて調整し広域的な連携を進めるなどの工夫が必要となります。



上図のように、捕獲数の増加に伴う課題を解決していくことにより、効率的な生息数の低減につながります。



平成26年度

ニホンジカの保護及び管理に関するレポート

2015年3月

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

電話：03(3581)3351（代表）

業務請負者 一般財団法人 自然環境研究センター

〒130-8606 東京都墨田区江東橋3丁目3番7号

電話：03(6659)6310（代表）

リサイクル適正の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料「A ランク」のみを用いて作製しています。